

京都教育大学研究者行動規範

平成25年10月15日 制定

京都教育大学（以下「本学」という。）は「教員養成教育に責任を負う」大学として、また、自由な学問の府として、学術・文化の継承と発展に寄与し、真理を探究する批判的な精神をもって、平和で健全な社会の建設に向けた創造的役割を担う教育及び研究を行うことを理念・目標に掲げ、地域社会や世界の持続的な発展に貢献することを目指している。

そのため、本学において研究に携わる教職員、学生等すべての者（以下「研究者」という。）には、教育及び研究が地域社会や世界に与える影響と責任を自ら厳正に律するための倫理的な規範が求められている。特に教育者を養成することを任務とする本学においては、研究者一人一人が常に倫理的な判断と誠実な行動を重んじる必要がある。

こうした認識の下に、本学は京都教育大学研究者行動規範を以下のとおり定める。これを遵守し、教育界の指導者としてふさわしい教育研究活動につとめ、また、研究者としての公共性と倫理性を重視することは研究者個人及び本学が社会から信頼と尊敬を得る上で不可欠である。

1. 社会的使命を自覚した教育研究活動

研究者は、大学が果たすべき社会的使命を自覚し、教育研究活動を通して人類の健康と福祉、社会の安全と安寧に積極的に貢献する。また、教育研究活動が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に誠実に判断し、行動し、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

2. 自己の研鑽

研究者は、自らの専門知識・能力・技能の維持向上に努めるとともに、研究と社会・自然環境との関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

3. 情報公開

研究者は、自らが携わる教育研究の意義と役割を公開して、それが人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって積極的に公表する。

4. 教育研究活動

研究者は、自らの教育研究の立案・計画・申請・実施・報告をするにあたり誠実に行動する。教育研究・調査データに関しては、記録保持や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為は一切関与しない。

5. 研究環境の整備

研究者は、責任ある教育研究活動のため公正な環境を確立・維持し、研究者コミュニティ及び研究環境の質的向上に積極的に取り組む。

6. 法令の遵守及び不正使用の禁止

研究者は、教育研究活動において法令、関係規則及び学内諸規定を遵守し、社会からの信頼確保に努める。また、公的研究費の使用に関するルールを遵守するとともに、研究計画から逸脱した使用をしない。

7. 研究対象等への配慮

研究者は、研究への協力者の自由と人格を尊重し、健全な教育研究活動に努める。また、動物等に対しては、真摯な態度でこれを扱う。

8. 他者との関係

研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交えるとともに、他者の名誉や知的財産権を尊重する。

9. 差別の排除

研究者は、教育・研究・学会活動において、人種、性、国籍、地位、思想・信条、宗教等によって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

10. 利益相反

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断等において個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。